

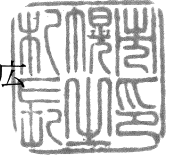
産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市白石区川下641番地170
 名 称 エコライン株式会社
 代表取締役 井川 智章

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 平成28年 3月 8日
 許可の有効年月日 平成35年 3月 7日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 選別（下記の産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）

- | | |
|-------------------------|---|
| ア 廃油（アスファルト防水材に限る。） | カ 金属くず |
| イ 廃プラスチック類 | キ ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾 礫 砂 砕石 等に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず |
| ウ 紙くず（裏面記載されているものに限る。） | ク がれき類 |
| エ 木くず（裏面記載されているものに限る。） | |
| オ 繊維くず（裏面記載されているものに限る。） | |

以上8種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

(2) 圧縮

- ア 廃プラスチック類

以上1種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
選別	東区東雁来町262番地132他	平成9年10月27日	80 t/日
圧縮		平成21年6月19日	3.36 t/日

3 許可の条件 無

(裏面)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和51年	4月28日	新規許可
平成3年	3月8日	更新許可
平成8年	3月8日	更新許可
平成9年	11月4日	変更許可 (上記1(1)キの最終処分追加)
平成11年	1月13日	変更許可 (上記1(1)イ～クの選別追加)
平成13年	3月8日	更新許可
平成18年	3月8日	更新許可
平成19年	1月30日	廃止届 (最終処分の廃止)
平成21年	6月22日	変更許可 (上記1(2)圧縮追加)
平成21年	11月30日	変更許可 (上記1(1)アの追加)
平成23年	3月8日	更新許可
平成28年	3月8日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
なし

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。) に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) に係るもの (業種限定なし)

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの。

書 換 交 付

平成30年10月31日

事由

石綿含有産業廃棄物
に関する事項の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。